

令和2年（2020年）5月27日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

緊急事態宣言の解除後の市立保育園の対応について

日頃より皆様方には、外出自粛のご協力をはじめ、登園自粛の要請期間中は大変なご負担のもと、ご家庭での保育にご協力いただき、本日まで保育所等での感染リスクを最小限に抑えることができましたことに心より感謝申し上げます。

このたび、令和2年（2020年）5月25日付けで国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、本市の対応を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 保育の提供について

令和2年（2020年）5月31日（日）をもって登園自粛要請期間を終了し、令和2年（2020年）6月1日（月）からは、通常の保育を再開することといたします。

なお、登園自粛の要請は行いませんが、保育園は、施設の特性上「3つの密（密閉・密集・密接）」の条件を満たしてしまう可能性も高いことから、次の内容について、従来どおりの取扱いではありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・交代勤務等により保護者の仕事が休みの日は、可能な限りご家庭でお過ごしください。
- ・求職活動要件の方で求職活動をしない日は、可能な限りご家庭でお過ごしください。
- ・育児休業中の方は、必要な時間のみのお預かりとなるようご協力ください。
- ・早めのお迎えなど、保育所等での預かり時間が必要最小限となるようご協力ください。

2. 保育料等の減免について

令和2年（2020年）6月1日（月）以降については、通常保育となりますので、登園日数に応じた日割計算等による減免は行いません。原則として平常どおり月額保育料、延長保育料、給食費及び使用済み紙おむつ園内処理負担金が発生します。

なお、令和2年（2020年）5月分については、保育料等の減免対象となりますので、園で配付する申請書を令和2年（2020年）5月末日までに園に提出してください。詳しくは、令和2年4月30日付通知又は以下の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/001/p026647.html>

3. 登園にあたっての留意点

保育園においては、換気や消毒の徹底、保育室の使い方や遊び方の工夫など、これまで以上に感染防止に注意して保育を行います。しかし、保育園は、乳幼児の集団生活の場であり、子ども同士や子どもと保育士の接触なしに保育を行うことは非常に困難であるため、常に感染のリスクが伴うことを十分にご理解いただいた上での利用をお願いします。また、保育内容や行事などが通常と異なる対応となることについて、あらかじめご承知おき願います。

4. 感染拡大防止のためのお願い

毎朝、必ずご家庭にて園児及び保護者の体温を測定し、発熱やせきなどの風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例（別紙）が厚生労働省から示されました。保護者の皆様におかれましては、日々の暮らしの中で「新しい生活様式」の実践にご協力をお願いします。

5. その他

登園自粛要請期間は、令和2年（2020年）5月31日（日）をもって終了いたしますが、市内の保育園において園児や保育士等が感染した場合や、地域で感染が著しく拡大した場合などは、当該施設の臨時休園や再度の登園自粛要請を行うことがあります。

大切な子どもたちとご家族、保育士等のいのちと健康を守り、一日も早く平穏な日常生活を送ることができるよう、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでまいりますので、保護者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、あらためてご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市子ども家庭部保育幼稚園課
公立保育所担当 電話 042-620-7447